

役 員 等 報 酬 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長寿会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

- (1) 常勤役員については、報酬、賞与及び退職慰労金を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職慰労金は支給しない。

2 常勤役員に対する退職慰労金は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任したものに支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員の報酬算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬・賞与の額については、常勤役員の任期において、別表第1に定める報酬額のうちから決定する。
- (2) 退職慰労金については、別表第2に定める算式により算出される額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、第1号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については別表第3に定める額

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 常勤役員報酬の支払い日は毎月25日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、その前日とする。
 - (2) 賞与支払い日は、毎年6月30日及び12月10日とし、その日が休日にあたるときは、その前日とする。
 - (3) 退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2カ月以内に支給する。
- 2 非常勤役員に対する報酬は、年額報酬を年2回に分け支給するものとし、支給時期は原則毎年9月25日と3月25日に支給する。また、会議等に参加した場合の報酬は、出席した都度支給する。
- 3 評議員に対する報酬は、当該会議に参加した都度、支給する。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(費 用)

- 第 6 条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づき旅費を支給する。
- 2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第 7 条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から土曜日及び日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。なお、非常勤理事の年額報酬については、日割り計算は行わず、月割りで計算を行うものとする。
- 4 本条 2 項の規定に関わらず、上記に役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第 8 条 この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じた時は、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

- 第 9 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

別表 1（常勤役員の報酬）

役 職 名	報 酬 の 額（月 額）
理事長	週 1 日勤務の場合 2 0 0, 0 0 0 円
	週 2 日勤務の場合 2 5 0, 0 0 0 円
	週 3 日勤務の場合 3 0 0, 0 0 0 円
	週 4 日勤務の場合 3 5 0, 0 0 0 円
	週 5 日勤務の場合 4 0 0, 0 0 0 円
	（賞与 月額×3. 0 カ月（年額））

別表 2（常勤役員の退職慰労金算定式）

役 職 名	退 職 慰 労 金 算 定 式
理事長	報酬月額 × 在任年数

※上記在任年数は1 か年単位とし、1 年未満は切り上げる。

別表 3（非常勤役員等の報酬）

役職名等	報酬の額	
理事・監事	年 額	日 額
	1 0 0, 0 0 0 円 （2 回に分け支給）	1 0, 0 0 0 円
評議員	日額 1 0, 0 0 0 円	
入札に立ち会う場合	日額 5, 0 0 0 円	

※日額については、会議等に出席した場合に支給する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。
この規程は、平成13年7月2日（定款認可の日）から施行する。

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年8月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年7月2日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月21日から施行する。

（但し、別表4の職員給与との併給については、

平成29年4月1日から適用とする。

また、本規程の改正に伴い、退職慰労金及び功労金支給基準は廃止する。）

この規程は、平成30年3月28日から施行する。

（平成30年3月28日規定1号）

この規程は、平成31年3月28日から施行する。

（平成31年3月28日規定1号）

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

この規程は、令和4年7月1日から施行する。